

## 地域バイオマス産業化推進事業実施要領

制定 平成25年2月26日付け24食産第5349号

最終改正 平成28年4月1日付け27食産第5745号

農林水産省食料産業局長通知

### 第1 目的

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類欄のⅠの2の（4）の地域バイオマス産業化支援事業（以下「支援事業」という。）及びⅡの1の（1）の地域バイオマス産業化整備事業（以下「整備事業」という。）の実施については、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

### 第2 事業趣旨

7府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）が共同で取りまとめた「バイオマス事業化戦略」（平成24年9月6日バイオマス活用推進会議決定）において、地域のバイオマスを活用した産業化等を推進し、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を推進することとされた。

このため、本事業では、バイオマス産業都市構築に向けた構想づくりや施設整備を支援する。

### 第3 事業実施主体

#### 1 支援事業

##### （1）地域段階

実施要綱別表1の事業実施主体の欄の8の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

ア 地方公共団体（複数の地方公共団体から構成される事業共同体を含む。以下同じ。）

事業共同体の場合は、代表団体が選定されており、代表団体が補助金交付に係る全ての手続等を担うこと。

イ 地方公共団体と民間団体等（農林水産漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、その他法人格を有さない団体で事業承認者が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）をいう。以下同じ。）で構成される事業共同体（事業共同体を構

成する民間団体等の数は制限しない。)

(ア) 地方公共団体と民間団体等で構成される事業共同体は、次に掲げる要件を全て満たす場合にのみ、事業実施主体となることができるものとする。

①事業共同体の中から代表団体が選定されていること。

②代表団体が、補助金交付に係る全ての手続等を担うこと。

③代表団体が民間団体等の場合、定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約の定めがあること。

④各年度の事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

(イ) 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

①主たる事務所の定めがあること。

②代表者の定めがあること。

③定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約の定めがあること。

④各年度の事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

(ウ) 特認団体の申請は、実施要綱第5の1の事業実施計画の提出の際、(イ)に掲げる要件を満たすことを証明する資料を事業承認者（実施要綱第5の1に規定する事業承認者をいう。以下同じ。）に提出することにより行うものとする。

## (2) 全国段階

実施要綱別表1の事業実施主体の欄の8の食料産業局長が別に定める者は、民間団体等とする。

## 2 整備事業

実施要綱別表1の事業実施主体の欄の13の食料産業局長が別に定める者は、別途定める手続によりバイオマス産業都市として選定された地域のバイオマス産業都市構想（以下「産業都市構想」という。）に位置付けられた事業実施体制の構成員となっている地方公共団体又は民間団体等とする。

## 第4 事業内容等

### 1 支援事業

#### (1) 地域段階

##### ア 事業内容

構想策定委員会の開催、地域合意形成に向けた取組、事業実現可能性調査等を行い、産業都市構想案の作成を行うものとする。

##### イ 補助対象経費

助成対象となる経費は次に掲げるとおりとする。

##### (ア) 人件費

産業都市構想案の作成、調査に直接従事する者の人件費

##### (イ) 報償費

謝礼金

##### (ウ) 旅費

普通旅費、特別旅費（調査旅費、委員等旅費）

- (エ) 消耗品費  
機械・備品に該当しない物品の購入費
- (オ) 役務費  
通信運搬費、筆耕翻訳料、雑役務費、印刷製本費
- (カ) 委託料  
コンサルタント等の委託料
- (キ) 使用料及び賃借料  
会議用会場、物品等の使用料、借料及び損料

ウ 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成29年度までとする。

(2) 全国段階

ア 事業内容

(ア) 事業可能性調査

バイオマス産業都市の実現可能性の高い地域を把握するための調査を行うとともに、バイオマス利活用施設整備事業の実現性の確認に必要となる資料収集、現地調査を行うものとする。

(イ) 構想づくり支援

バイオマス産業都市構築に向けた意欲がある地方公共団体の構想づくりを専門家派遣等により支援するものとする。ただし、(1)の地域段階の事業を実施中の事業実施主体は除く。

(ウ) 経理管理指導等

バイオマス利活用施設整備事業の事業実施主体を対象に経理管理指導等を行うものとする。

(エ) 連絡協議会の運営

バイオマス産業都市間のネットワーク化のため、選定されたバイオマス産業都市の実施体制メンバーと7府省等で構成される連絡協議会を設置し、事務局としてその運営を行うものとする。

(オ) シンポジウムの開催等

バイオマス産業都市の構築を推進するため、シンポジウム開催や関連するデータ整理を行うものとする。

イ 補助対象経費

助成対象となる経費は次に掲げるとおりとする。

(ア) 人件費

事業可能性調査、構想づくり支援、経理管理指導等、連絡協議会、シンポジウム開催等に直接従事する者の人件費

(イ) その他

(ア)に定めるもののほか、(1)のイの(イ)から(キ)までに定めるところによるものとする。

ウ 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成29年度までとする。

## 2 整備事業

### (1) 事業内容

産業都市構想に位置付けられた事業化プロジェクトの推進に必要な次に掲げるバイオマス利活用施設の整備を行うものとする。

#### ア 新規施設

バイオマス事業化戦略において技術レベルが実用化又は5年以内に実用化と評価されている技術を用いたバイオマス利活用施設であって事業化プロジェクトの事業採算性が確保できると認められるもの及びこれら施設の附帯施設の新設

#### イ 成果拡大施設

アの技術を用いたエネルギー変換効率の向上や製造コストの低減等の成果拡大のために必要なバイオマス利活用施設であって、事業化プロジェクトの事業採算性が確保できると認められるものの増設・改造

### (2) 補助対象経費

助成対象となる経費は次に掲げるとおりとする。

#### ア 工事費

##### (ア) 純工事費

##### ① 直接工事費

材料費、労務費、機械経費その他の工事の目的物を施工するに当たり直接必要とされる費目

##### ② 共通仮設費

事業損失防止施設費、運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費その他の工事の目的物を施工するに当たり共通の仮設に要する費目

##### (イ) 現場管理費

労務管理費、安全訓練等費、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、補償費、租税公課、保険料、外注経費、工事登録等費、雑費その他の工事の目的物を施工するに当たり工事現場の管理運営に要する費目

##### (ウ) 一般管理費

従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発償却費、租税公課、保険料、契約保証費、雑費その他の工事の施工に当たる企業がその経営、管理又は活動に必要な本店又は支店における経常的な費目

#### イ 機械器具費

機械器具の購入費(備付費を含み、車両、備品類の購入費を除く。)

#### ウ 測量費及び設計費

工事に必要な実施設計費、測量試験費

### (3) 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成29年度までとする。

## 第5 採択基準

実施要綱第4の1の食料産業局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

### 1 支援事業

#### (1) 地域段階

ア 当該地域においてバイオマス産業都市構築に向けた意欲があること。

イ 当該地域において産業都市構想案の策定に向けた検討体制の整備が確実に見込まれること。

ウ 市町村バイオマス活用推進計画やバイオマスタウン構想の策定状況等も勘案し、イの検討体制の下で産業都市構想案が速やかに策定される見込みがあること。

なお、産業都市構想案の策定後に別途定める手続によりバイオマス産業都市の審査・選定を受ける必要がある。

エ 作成される産業都市構想案が産業化の実現性が高いものになると見込まれること。

#### (2) 全国段階

ア 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。

イ 事業実施内容が、産業都市構築の推進に資するものとなっていること。

ウ 事業実施主体がバイオマス利活用に関する知見を有するなど事業の円滑な実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

### 2 整備事業

#### (1) 事業実施主体の適格性

##### ア 組織体制の妥当性

事業の実施に関し、施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原料調達部門、販売部門、事務部門等の事業実施に必要なかつ十分な組織体制を有していること。

##### イ 経済的基礎の妥当性

(ア) 過去3年間、債務超過となっていないこと。

(イ) 事業実施主体の現状の事業活動、経営能力、取引先の状況等からみて、事業の円滑な実施に問題がないこと。

##### ウ 技術的基礎の妥当性

(ア) 事業実施主体として同種又は類似の事業の運営実績があること。実績がない場合は、実績を有する事業者等の協力が得られることが確認できること。

(イ) 導入技術を運営管理できる技術者を有するか、又は他の事業者等の技術協力が得られること。

##### エ その他

過去の補助事業等において不正行為がないこと。

#### (2) 事業実施の実現性

ア 農林水産業の振興等への貢献

事業実施により地域の農林水産業の振興や農山漁村の活性化の効果が見込まれること。

イ 原料調達の実安定性、持続性

原料として利用するバイオマスの主たる調達先が産業都市構想に記載された地域の範囲内であること及びその調達手段が確保されていること。

ウ 導入技術の妥当性

導入技術が事業の目標を達成するための技術として妥当であること。

エ 販路の実安定性、持続性

製造された製品等の販路、利用先が確保されていること。

オ 施設規模等の妥当性

(ア) 施設の規模、性能等の妥当性が確保されていること。

(イ) 事業実施に必要な用地が確保されていること。

カ 事業費の実正性

(ア) 事業費が公的機関の積算基準等に基づき適正に算定されていること。

(イ) 3社以上の相見積もりにより価格の算定を行っていること。

(ウ) 一般に流通していない機器等の価格については、複数の見積もり結果、海外を含む比較可能な機器等の価格情報、製造元における販売価格等により算定を行っていること。

キ 事業収支の妥当性

(ア) 施設稼働後3年目に事業収支の黒字が見込まれること。

(イ) 事業収支計画の基礎となる単価等が適正かつ妥当であること。

(ウ) 融資機関との契約書等により、初期投資及び事業運営に必要な資金調達計画が確認できること。

(エ) 施設の法定耐用年数期間内のIRR（内部収益率）が1%以上であること。

ク 利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し

(ア) 関係する行政計画等既存の計画と調整が図られていること。

(イ) 施設の立地について法令等に基づく地域住民との調整が図られていること。

(ウ) 事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しが立っていること。

ケ 第6により設定した成果目標の内容の妥当性

内容が妥当であり、達成の見込みがあること。

## 第6 成果目標

整備事業について、実施要綱第4の1の食料産業局長が別に定める成果目標の内容、基準及び達成すべき成果目標の目標年度は、次に掲げるとおりとする。

### 1 成果目標の内容

再生可能エネルギーの生産量（成果拡大施設については、増設、改造により拡大する量）について適切に設定するものとする。

### 2 達成すべき成果目標の基準

産業化と地産地消型エネルギーの取組の強化の観点から適切に設定するものとする。

る。

### 3 目標年度

施設整備完了から3年経過した年度とする。

## 第7 施設整備に係る留意事項

- 1 補助対象となる農業用機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）、「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」（昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知）及び「補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について」（昭和60年4月5日付け60農蚕第1947号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知）の定めるところによるものとする。
- 2 補助金の交付対象とする施設、機械は、新築、新設又は新品によるものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らして適当と認められる場合には、古材、古品を利用することができる。なお、この場合の古材、古品は、新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとし、購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。
- 3 次に掲げる経費は補助金の交付対象としないものとする。
  - (1) 自力又は他の補助事業等によって整備に着手した施設の経費
  - (2) 既存施設の取壊しや撤去に係る経費
  - (3) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電設備に係る経費

## 第8 事業実施手続

### 1 事業実施計画の作成及び承認

実施要綱第5の1の事業実施計画は、支援事業については別記様式第1号により、整備事業については別記様式第2号により作成し、事業承認者に別記様式第3号により承認申請するものとする。

### 2 事業の着手

- (1) 事業の着手（機械・器具等の発注を含む。）は、補助金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合には、あらかじめ事業承認者の適正な指導を受けるとともに、事業実施主体は、その理由を明記した交付決定前着手届（別記様式第4号）を事業承認者に提出するものとする。

- (2) (1)のただし書により、交付決定前に事業に着手する場合は、事業実施主体は、当該事業について、事業の内容が的確であり、かつ、補助金の交付が確実である旨の事業承認者からの文書による通知を受けて、着手するものとする。また、

この場合において、交付決定までに生じた損失等は、事業実施主体の責任とする。

(3) 事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、補助金の交付申請書に、着手した年月日を記載するものとする。

### 3 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める事業実施計画の重要な変更は、交付要綱別表1の区分の欄のⅠの2の(4)の地域バイオマス産業化支援事業及びⅡの1の(1)の地域バイオマス産業化整備事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更及び4により委託する事業の新設又は内容の変更とする。事業実施計画の重要な変更又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

### 4 事業の委託

第3の1の(1)のイに定める民間団体等が代表となる事業実施主体又は第3の1の(2)に定める事業実施主体は、他の民間団体又は研究機関等に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる事項を記載した資料を第8に定める事業実施計画に添付し、事業承認者の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。

(1) 委託先及び委託先の会社概要（委託先が決定している場合に限る。）

(2) 委託契約書の案（委託する事業の内容及びそれに要する経費）

## 第9 費用対効果分析

### 1 費用対効果分析の提出

整備事業の事業実施主体は、実施要綱第4の2の規定に基づき、事業実施計画書の別記様式2-6により本事業の費用対効果分析を行い、事業実施計画書と併せて提出するものとする。

### 2 費用対効果の算定方法

(1) 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

(2) 妥当投資額の算定は、次のアからウまでにより行うものとする。

ア 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

イ 妥当投資額の算定に用いる年効果額は、別記様式2-6の第2に従い算定するものとする。

ウ 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率＝ $\{i \times (1 + i)^n\} \div \{(1 + i)^n - 1\}$

i＝割引率＝0.04

n＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関

する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定めるところによる。

（3）総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

## 第10 事業の実績報告等

1 事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業完了後速やかに、事業実施計画に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする（支援事業については報告書に事業により作成した産業都市構想案を添付するものとする。）。

なお、報告書は、交付要綱第13の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 整備事業の事業実施主体は、事業完了年度の翌々年度より前年度の施設運営状況について、5年間毎年度の6月末日までに、決算書等を添えて事業施設運営状況報告書（別記様式第5号）により事業承認者に提出するものとする。

## 第11 事業の収益状況報告

整備事業の事業実施主体は、実施要綱第9の1の規定に基づき、事業に係る企業化、特許権等（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権をいう。以下同じ。）の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等、事業を実施することにより発生した収益の状況について、事業完了年度の翌年度以降5年間、毎年、別記様式第6号により事業収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後2か月以内に事業承認者に提出するものとする。

## 第12 事業の評価

### 1 評価報告

整備事業の事業実施主体は、実施要綱第8の規定に基づき、事業完了から3年経過した年度の翌年度から5年間、事業評価報告書を別記様式第7号により作成し、毎年度の2月末日までに事業承認者へ提出するものとする。提出に当たっては、決算書等、運営状況を確認できる書類を添付するものとする。

### 2 改善措置

（1）事業承認者は、1の提出があったときは、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取した上で、事業の進捗状況等を検証するとともに、成果目標を達成していない事業実施主体に対し成果目標の達成に向けた指導等の措置を行うことができる。

（2）事業実施主体は、（1）の措置を受けた場合には、当該指摘に係る事項が改善されるよう最大限努めるものとする。

### 3 成果目標の達成が困難な場合の措置

事業承認者は、2の措置を講じてもなお成果目標の達成が困難であると認められる場合には、事業実施計画の見直し又は事業の中止を命じることができる。

さらに、交付決定者は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取した上で、交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命じることができる。

なお、成果目標の達成を阻害する要因が自然災害等、事業実施主体の責に帰すべきものでない場合にはこの限りでない。

### 第13 国が行う必要な措置

実施要綱第10の3の食料産業局長が別に定める必要な事項は次に掲げるものとする。

#### 1 遂行状況の確認

事業の計画的な遂行を確保するため、事業実施主体に対し随時、事業の進捗状況の報告の提出を求めるとともに、現地における中間検査を行い、以下の点を含め、事業の進捗状況の把握・確認を行うものとする。

ア 事業計画どおりに進捗しているか。

イ 工期内に完了する見込みがあるか。

ウ 経理処理が適正に行われているか。

エ 実績報告の根拠となる経理書類が適正に作成されているか。

オ 導入した機器等が適切に管理・使用されているか。

#### 2 事業完了後の額の確定に係る審査の強化

実績報告書及び現地調査により、以下の点を含め、補助金の額の確定に係る審査を行うものとする。

##### (1) 事業着手及び事業完了の時期の確認

事業着手及び事業完了の時期について、実績報告書、経理書類及び許認可書類等のほか、現地調査における機器等に添付された許認可に係る検査証等の日付等により、交付決定日以降であることを確認する。交付決定日前に事業の着手が行われている場合には、第8の2の(1)のただし書に規定する交付決定前着手に係る届出が適正に行われていることを確認する。

##### (2) 施設整備内容の確認

現地において出来高設計書、検査調書、引渡書、納品書、工事請負契約書等の書類により施設整備が適正に行われていることを確認する。

##### (3) 事業費の適正性の確認

ア 事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しを求め、事業費の適正性を確認する。

イ 機器等の初期性能が、完成図書、性能試験結果等により確保されていることを確認する。

ウ 特殊な機器・技術等を使用する等の事情により、事業実施主体の自社製品又は関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。以下同じ。）から機器等を調達する場合（他の会社を経由するいわゆる下請けの場合を含む。）は、以下により事業実施主体の利益等相当分の排除が行われていることを確認

する。

(ア) 事業実施主体の自社調達の場合

機器等の製造原価をもって補助対象経費に計上しているか。

(イ) 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額としているか。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行わせること。この場合の売上総利益率は少数点第2位を切り下げて計算させること。

(ウ) 事業実施主体の関係会社（上記（イ）の会社を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費に計上しているか。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行わせること。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることを確認する。

3 事業完了後の施設運営状況等の確認

事業完了後1年以内に現地調査を行い、補助対象施設が事業目的に即して適正に運営・管理されていること、他の用途に転用されていないこと等を確認する。

4 その他

事業の適性かつ的確な審査のため必要がある場合は、技術、経理等の専門的な知見を有する専門家を活用する。

#### 第14 事業成果の発表

本事業の結果又はその経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載するときは、本事業による成果である旨を明記するものとする。また、その刊行物又はその別刷2部を添えて、当該刊行又は掲載について、事業承認者に報告するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成25年2月26日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成25年5月16日から施行する。

#### 附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例によ

る。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

## 実施要領添付様式

別記様式第 1 号	事業実施計画（支援事業）
別記様式 1－1	地域段階
別記様式 1－2	全国段階
別記様式第 2 号	事業実施計画
別記様式 2－1	基本計画フロー図
別記様式 2－2	事業費積算内訳書
別記様式 2－3	費用負担の方法及び資金計画
別記様式 2－4	事業収支計画表
別記様式 2－5	事業実施予定スケジュール
別記様式 2－6	費用対効果分析
別記様式第 3 号	事業実施計画申請書
別記様式第 4 号	交付決定前着手届
別記様式第 5 号	事業施設運営状況報告書
別記様式第 6 号	事業収益状況報告書
別記様式第 7 号	事業評価報告書

## 別記様式第 1 号（第 8 関係）

地域バイオマス産業化推進事業（地域バイオマス産業化支援事業）実施計画書

事業 担 当 者 名 及 び 連 絡 先	事業実施主体名			
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	所在地			
	電話番号		F A X	
	E-mail	URL		
(1) 事業実施主体の概要				
<p>※1 責任体制が把握できるように記載すること。</p> <p>※2 補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。</p>				

(注) (2) 以降は別記様式 1-1（地域段階）又は別記様式 1-2（全国段階）のいずれかを添付すること。

別記様式 1 - 1 地域段階

<p>(2) 産業化構想の概要</p>
<p>(目的)</p>          <p>(内容)</p>
<p>(3) 構想策定方法</p>

(4) 構想策定体制

(5) 構想策定スケジュール

(6) 産業化構想の目標 (達成すべき成果)				
(7) 事業経費の配分及び積算内訳				(単位: 千円)
区 分	事業費			備 考
		国庫補助金	自己負担	
計				
<p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠 (単価、員数、日数等を明記した計算式等) を記載すること。</li> <li>2. 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。</li> <li>3. 備考欄は、別記とすることができる。</li> </ol>				

(注) 欄に収まらない場合は、別記とすることができる。

(添付書類)

1. 委員謝金、技術員手当、補助賃金については、その単価の根拠資料
2. 事業実施主体の業務・活動内容を示した資料 (又はパンフレット、リーフレット等)
3. 事業実施主体の定款及び直前事業年度の決算 (営業) 報告書1年分 (又はこれらに準ずるもの)
4. 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託する事業の内容及びそれに要する経費を記載した委託契約書の案
5. 他者に事業の一部を委託して行わせる場合であって委託先が決定している場合は、委託先の概要がわかる資料

別記様式 1 - 2 全国段階

(2) 事業の概要
(目的)
(内容)
(3) 事業の実施方法

(4) 事業実施体制

(5) 事業実施のスケジュール

(6) 達成すべき成果				
(7) 事業経費の配分及び積算内訳				(単位：千円)
区 分	事業費			備 考
		国庫補助金	自己負担	
計				
(注) 1. 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠（単価、員数、日数等を明記した計算式等）を記載すること。 2. 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。 3. 備考欄は、別記とすることができる。				

(注) 欄に収まらない場合は、別記とすることができる。

(添付書類)

1. 委員謝金、技術員手当、補助賃金については、その単価の根拠資料
2. 事業実施主体の業務・活動内容を示した資料（又はパンフレット、リーフレット等）
3. 事業実施主体の定款及び直前事業年度の決算（営業）報告書1年分（又はこれらに準ずるもの）
4. 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託する事業の内容及びそれに要する経費を記載した委託契約書の案
5. 他者に事業の一部を委託して行わせる場合であって委託先が決定している場合は、委託先の概要がわかる資料

別記様式第2号（第8関係）

# 地域バイオマス産業化整備事業実施計画書

平成〇〇年●●月〇〇日

事業実施主体名：〇〇〇〇〇

(1) 事業実施地域		
(2) 事業実施主体名		
○ 事業実施主体の概要 ※代表者名及び役職名、資本金、従業員数、主たる業種、主な事業内容、設立日、出資者（出資比率含む）等を記載。		
事業担 当者 名 及 び 連 絡 先	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	F A X
	E-mail	
(3) 事業の概要		
ア 事業の目的		
イ 補助対象施設の概要		
(4) 導入技術及び施設計画		
ア 導入技術の方式 記載例) ・メタン発酵…湿式低温メタン発酵、湿式中温メタン発酵、湿式高温メタン発酵 ・直接燃焼…専焼、混焼 ・固体燃料化…チップ製造、ペレット製造、RDF製造、炭化 ・液体燃料化…バイオエタノール製造、バイオディーゼル燃料製造		
イ 基本計画フロー図（別記様式2-1 参考図参照） ※物質収支、エネルギー、施設の容量、性状、日当たり処理量を記載。 ※フローに記載した数値の設計根拠となる資料を添付。		
ウ 全体配置図（略図、面積、容量等記載） ※補助対象範囲を明示。		
エ 工事概要 ・土木建築工事 ・機械装置等製作据付工事		
オ 工事工程表（設計期間、工事期間、試運転期間等）		
カ 機器リスト ※基本仕様（設備能力、容量等）を記載。		

- キ 施設用地の確保状況  
※土地所有・賃借の関係、位置、地域指定、面積、現在の利用状況等について記載。  
※自己所有でないときは利用許可書等を添付。  
※設置予定場所及びその周辺写真を添付。

(5) バイオマス原料調達

- ア バイオマスの種類  
記載例) 木質、食品廃棄物、家畜排せつ物、下水汚泥等
- イ 原料の性状
- ウ バイオマス原料調達量 (利用量)  
年間バイオマス原料調達量 ○,○○○□/年 (□には kg、t、L、Nm<sup>3</sup> 等)  
〔・日利用量: ○○○□/日  
・年間利用日数: ○○○日/年〕
- エ 原料調達先  
※原料供調達先との契約書等、原料調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付。
- オ 原料調達価格  
※原料調達価格の根拠資料添付。(契約書又は価格の根拠となる資料を添付)
- カ 原料調達手段  
※収集・運搬方法を記載。外部委託する場合、収集費、運搬費を記載。

(6) 成果物の販路・販売先

- ア バイオマスの成果物の種類
- イ 成果物量 (年間生産量)  
年間成果物量: ○,○○○□/年 (□には kg、t、L、GJ、Nm<sup>3</sup>、kwh 等)  
〔・時間当たり設備能力: ○○□/h  
・日生産量: ○○○□/日  
・年間生産日数: ○○○日/年〕
- 例) 年間バイオガス生産量: ○○Nm<sup>3</sup>/年、年間発電量: ○○kwh/年、  
年間熱利用量: ○○GJ/年  
液肥: ○○t/年、BDF: ○○L/年、エタノール: ○○L/年
- ウ 副産物量  
年間○○生産量: ○○○□/年 (□には kg、t、L 等)  
例) 年間液肥生産量: ○○ t/年、年間堆肥生産量: ○○ t/年、グリセリン: ○○ t/年
- エ 販売先・利用先  
※販売先又は利用先との契約書等、根拠を添付。  
※ウの副産物の記載がある場合は、処理方法を記載。
- オ 販売予定価格  
※販売予定価格の根拠資料 (地域での販売価格等、価格の根拠) を添付。  
※副産物については、処分に費用が発生する場合は処理費を記載。

<p>カ 成果物の品質の確保  ※成果物の品質が販売先等の受入条件になっている場合、受入条件、品質及び品質管理方法について記載。</p>	
<p>(7) 成果目標 (実施要領第6の1)</p>	
<p>再生可能エネルギーの生産量  ※成果拡大施設については、増設、改造により拡大する量とすること。  ※産業化と地産地消型エネルギーの取組の強化の観点から適切に設定すること。  ※目標年度は施設整備完了から3年経過した年度とすること。</p>	
<p>(8) 事業費</p>	
<p>ア 事業費積算内訳書 (別記様式2-2)  ※公的な積算資料に基づき算定されていること。公的積算基準によらない場合、根拠となる資料を添付すること。  ※見積もりによる場合は、3社以上の見積書を添付すること。  ※機械器具費は、機器ごとに基本仕様 (設備能力、形式、面積、長さ、容量等) を記載すること。  ※工事費は各工事 (建築工事、機械据付工事、電気設備工事、試運転調整、附帯施設工事等) ごとに内訳がわかるように整理すること。</p> <p>イ 費用負担の方法及び資金調達 (別記様式2-3)  ※自己負担資金以外の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関の関心表明書等を添付すること。</p>	
<p>(9) 事業収支</p>	
<p>ア 事業収支計画 (別記様式2-4)  ※算出根拠も添付。算出根拠の提出に当たっては、収支計算に用いる、人件費、物品単価、廃棄物処理費等、単価まで根拠を記載。</p> <p>イ 費用対効果 (別記様式2-6)  ※投資効率を記載。</p>	
<p>(10) 実施計画</p>	
<p>ア 当該年度事業実施内容  ※事業着手からバイオマス利用及び再生可能エネルギー利用開始まで事業内容を記載。</p> <p>イ 年度別の事業実施内容  ※複数年度にわたる事業の場合は、年度ごとに実施内容を記載すること。</p> <p>ウ 事業実施予定スケジュール (別記様式2-5)</p>	
<p>(11) 関係法令の許認可の状況</p>	
<p>(廃掃法、肥料取締法等のバイオマス利活用に係る法令に基づく許認可)  ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し  ※事業実施に当たって許認可 (届出)、権利使用 (又は取得等) の必要なものについては、その取得状況等を記載すること。  ※系統連系に係る電力会社との協議の内容・見通しを記載すること。  ※その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。</p>	

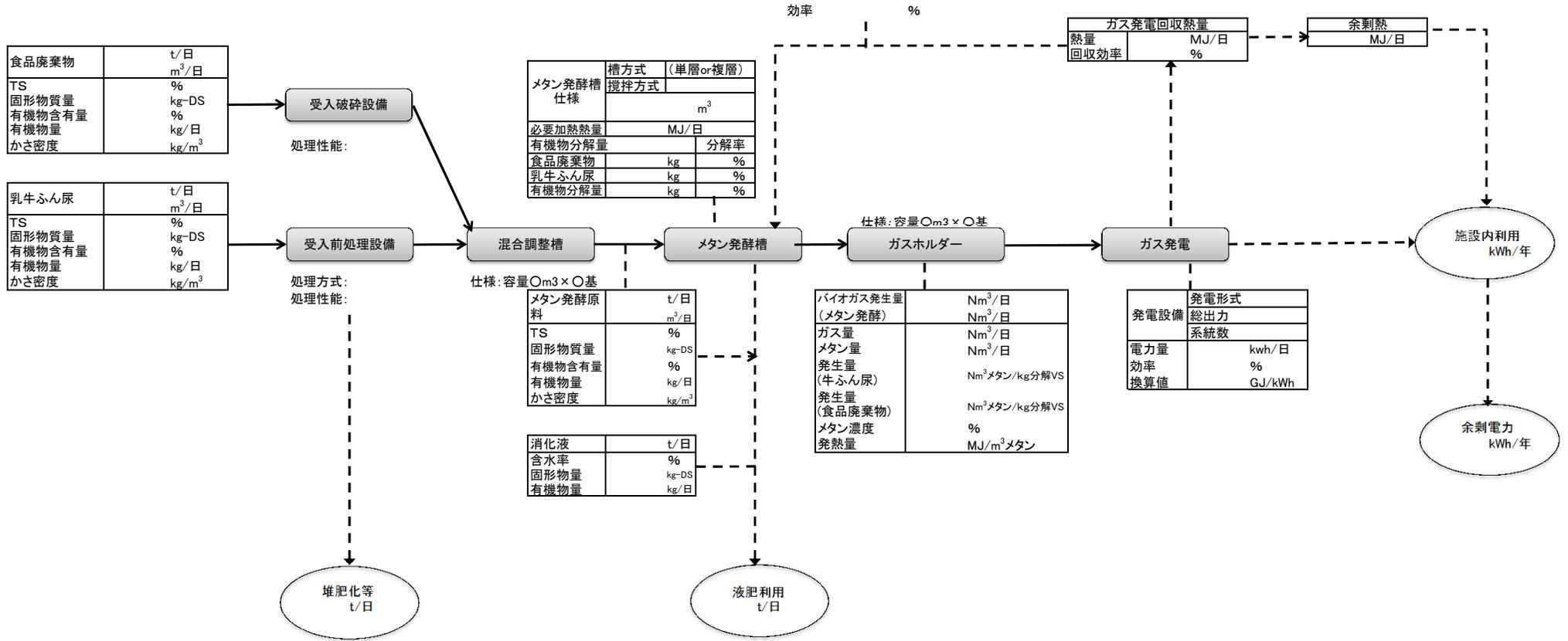
<p>イ 周辺環境への影響</p> <p>※バイオマス製造に伴う、排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値（規制値を規定している法令名、条例名などを記載のこと）への設備の対応計画を記載すること。</p> <p>参考) 関係法令例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用の規制関連…都市計画法、国土利用計画法、農地法、農業振興区域の整備に関する法律、工場立地法、道路法等</li> <li>・環境保全の関連…自然公園法、森林法、都市緑地保全法、文化財保護法等</li> <li>・公害防止関連…大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等</li> <li>・設備の設置・保安関連…電気事業法、熱供給事業法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等</li> </ul>	
(12) 実施体制	
<p>ア 実施体制図</p> <p>※施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原料調達部門、販売部門、事務部門等、必要な組織を記載し、配置する人数を記載。</p> <p>イ 導入技術に必要な技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術者氏名、資格、業務内容、経験年数を記載</li> <li>※自社に導入技術の運営管理できる技術者がいない場合、他の事業者等の技術協力が得られることが確認できる契約書等の資料を添付。</li> </ul> <p>ウ 発注業者の選定方法</p> <p>エ 運営管理費</p> <p>※年間ランニングコスト</p> <p>オ 過去の類似・関連事業の実績、実施内容等</p> <p>※設置箇所、対象バイオマス、方式、規模（t/日）、稼働年月を記載。</p>	
(13) 関係者との調整状況	
<p>ア 地方自治体計画等既存の計画との整合</p> <p>※関係自治体におけるバイオマス活用推進計画等、バイオマスに関連した地域計画との整合性を記載。</p> <p>イ 地域住民との調整</p> <p>※事業実施に当たり、地元住民等への説明手続が必要な場合は、その必要となる手続の内容全てについて記載すること。（手続進捗状況）</p>	
(14) 想定される効果	
<p>ア 農林水産業の振興、農山漁村の活性化（農業所得の増加、生産コストの低減、労働時間の短縮、雇用者数の創出、視察者及び観光客の増加等）</p> <p>イ 地球温暖化の防止（二酸化炭素の排出量の削減）</p> <p>※環境省が策定した「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」等を参照して必ず記載すること。</p> <p>ウ 資源循環型社会の形成（再生可能エネルギー自給率の向上、廃棄物処分量の削減等）</p> <p>エ 産業の発展（新産業の創出、既存産業の活性化等）</p>	

(15) 事業計画図	
ア 位置図	
イ 計画平面図	※補助対象範囲を明示すること。複数年にわたる事業の場合は、年度ごとの実施部分がわかるように記載すること。

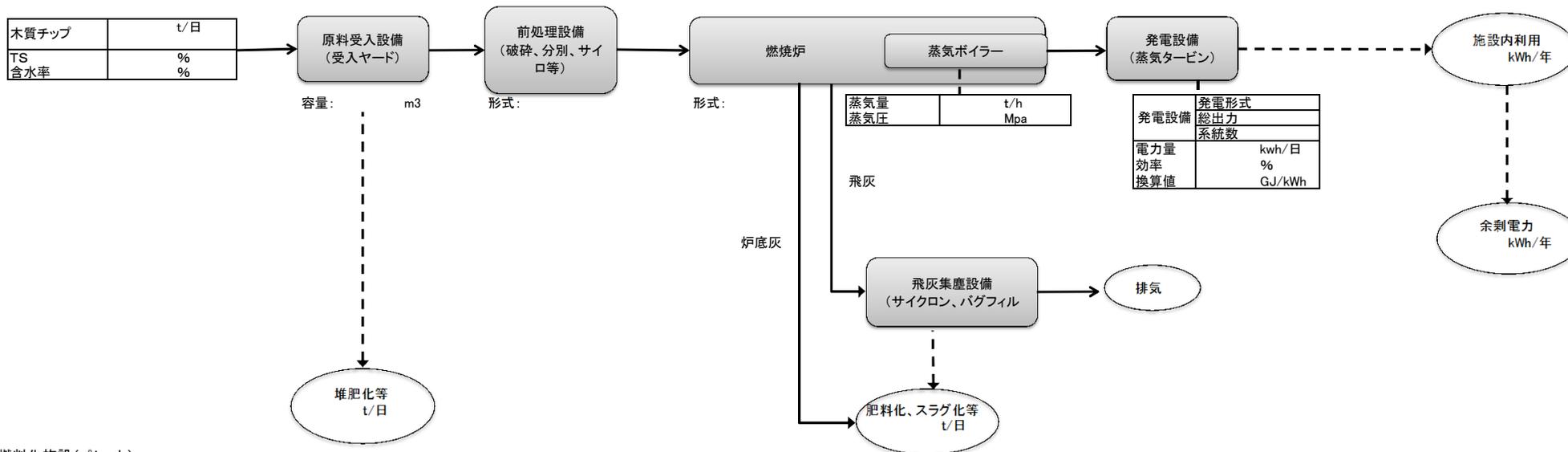
- ※ 原則として、様式の変更は行わないこと。ただし、記載欄については、必要に応じて枠を拡大してもよい。
- ※ 必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付する資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

基本計画フロー図

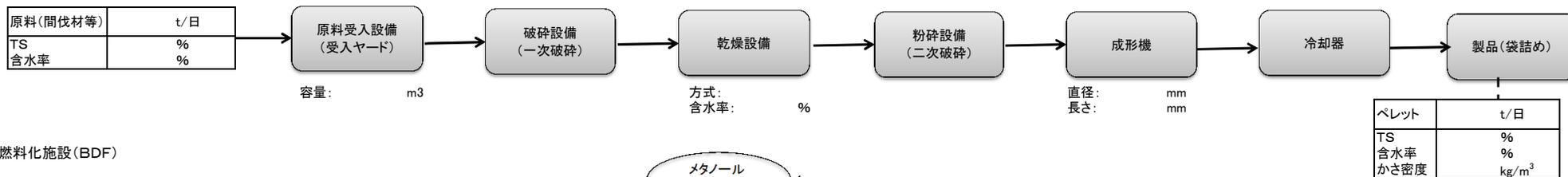
1. メタン発酵施設



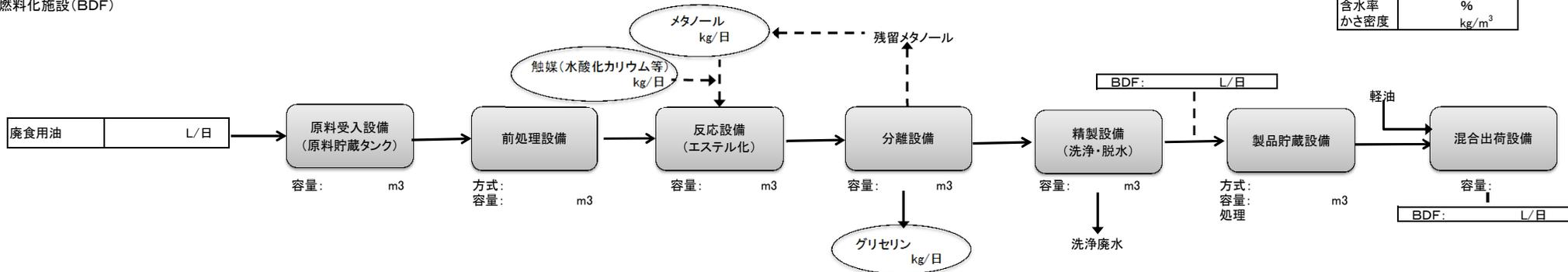
2. 直接燃焼施設(木質)



3. 固体燃料化施設(ペレット)



4. 液体燃料化施設(BDF)



別記様式 2-2 事業費積算内訳書

※事業に要する費用の総額及びその内訳等について記載。複数年度実施する事業については、全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

(単位：千円)

費目	事業に要する経費		助成対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
工事費		例) ○○工事 ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事		例) ○○工事 ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事	規格等を記載	1/2 以内		
(小計)								
機械器具の 購入費								
(小計)								
測量及び 設計費		工事に必要 な実施 設計費						
		測量試験 費						
(小計)								
合計								
消費税								
総計								

(注1) 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。公的な積算資料に基づき算出している場合は、使用した資料を添付。

(注2) 金額は契約単位で記入すること。

(注3) 補助金の交付申請予定額は、千円以下を切捨てとする。

別記様式 2-3 費用負担の方法及び資金計画

事業に要する費用を負担する者及びその負担割合、資金計画（資金調達方法等）について記載。

(単位：千円)

	総事業費	助成対象 経費	補助金		自己資金	金融機関借入金			その他	合 計	備 考
			国費	地方公共 団体		(銀行名)	(銀行名)	小計			
平成〇〇年度											
平成〇〇年度											
平成〇〇年度											
合計											

(注1) 自己負担以外資金の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、契約書等資金調達が確実であることを証明できる書類を添付すること。

## 事業収支計画表

基本諸元	導入技術	〇〇施設	(主たる施設の標準耐用年数)
	建設費	16百万円	
	耐用年数	20年	
	補助率	1/2	

単位: 百万円

事業年度	初期投資	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	
I a.建設費	-16																					
b.補助金(補助率1/2以内)	-8																					
c.実質建設費	-8																					
II a.収入		3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
①売電収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②熱販売収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③製品販売収入		3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
④受入処理費による収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤副産物販売収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b.支出		3.1	3.0	3.1	3.0	3.0	3.0	3.0	2.9	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
(1)原料費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
①原料購入費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②輸送・保管費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)製造経費		2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
①人件費		0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
②ユーティリティ費		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
③メンテナンス費		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
④廃棄物等処理費		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
⑤減価償却費		0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
(3)製品出荷費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
①輸送・保管費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4)支払金利		0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5)租税公課		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6)一般管理費		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
c.税引前利益		0.4	0.5	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
d.法人税等		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
e.税引後利益		0.2	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
f.減価償却費		0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
g.毎年のキャッシュフロー		-8	0.6	0.7	0.6	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
IRR(内部収益率)													1.4%	2.6%	3.5%	4.3%	5.0%	5.5%	6.0%	6.4%	6.8%	
III a.キャッシュの累計額		0.6	1.3	2.0	2.7	3.4	4.1	4.8	5.5	6.3	7.1	7.9	8.8	9.6	10.4	11.2	12.0	12.8	13.6	14.5	15.3	
b.回収率		8%	17%	25%	33%	42%	51%	59%	69%	79%	89%	99%	110%	120%	130%	140%	150%	160%	171%	181%	191%	

※ □の欄に記載すること  
 ※ 必要に応じて欄を追加すること。

IRRの計算表

例)BDFの場合

単位:百万円

事業年度		初期投資	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目		
I	a.建設費	-16																						
	b.建設費低減率及び補助率50%	-8																						
	c.実質建設費	-8																						
II	a.収入		3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	
	①売電収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②熱販売収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	③BDF販売収入		3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
	④廃食用油回収収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	b.支出		3.2	3.1	3.2	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.0	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
	①ユーティリティ費		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	②メンテナンス費		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	③人件費		0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
	④減価償却費		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	⑤グリセリン等処理費		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	⑥支払金利		0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑦租税公課		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑧一般管理費		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	c.税引前利益		0.3	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
	d.法人税等		0.1	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	e.税引後利益		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
f.減価償却費		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
g.毎年のキャッシュフロー		-8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	
IRR													0.8%	2.2%	3.4%	4.3%	5.1%	5.7%	6.3%	6.7%	7.1%	7.4%		
III	a.キャッシュの累計額		0.7	1.4	2.1	2.8	3.6	4.3	5.0	5.8	6.7	7.5	8.4	9.3	10.1	11.0	11.8	12.7	13.5	14.4	15.2	16.1		
	b.回収率		8%	18%	26%	35%	45%	54%	63%	73%	84%	94%	105%	116%	126%	137%	148%	158%	169%	180%	190%	201%		

別記様式2-5

事業実施予定スケジュール

〈平成〇年度〉

項目	平成〇年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
(記載例)													
実施設計	■												
土木建築工事				■									
機械製作設置工事				■									
支払											●		
試験稼働									■				
実績報告書提出											●		
本格稼働												■	

※事業が複数年度にわたる場合は下記の表も作成すること

〈全体〉

項目	平成〇年度	平成□年度	平成◇年度

注)実施要綱第5の1の事業実施計画の内容等から、事業実施期間を複数年度とすることが適当な場合については、3年を限度とする。

複数年度の場合、以下に留意することとする。

ア 複数年度実施する事業(各年度の補助対象経費が発生し、出来高が予定されている事業)については、毎年度、交付要綱第3に定める申請手続を行い、事業承認者の審査を受けること。

イ 交付決定により、次年度以降の交付決定を保証するものではない。また、予算上やむを得ない場合には減額等する場合がある。

ウ 複数年度事業において、途中で事業を廃止した場合には、原則として既に交付した補助金の返還が必要となる。

別記様式 2 - 6 (費用対効果分析)

第1 費用対効果の算定方法

1. 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費}$$

2. 妥当投資額の算定は、次の(1)から(3)までにより行うものとする。

(1) 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額(以下「廃用損失額」という。)がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

$$\text{妥当投資額} = \text{年総効果額} \div \text{還元率} - \text{廃用損失額}$$

(2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第2に従い算定するものとする。

(3) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \{i \times (1 + i)^n\} \div \{(1 + i)^n - 1\} \text{ (別表参照)}$$

$$i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$$

$$\text{ただし、施設等別年事業費} = \text{施設等別事業費} \div \text{当該施設等耐用年数}$$

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定めるところによる。

3. 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第2 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

1. バイオマス利活用による総収入

(1) 発電による収入

総売電電力量 (kWh)	売電単価 (円/kW)	収入 (千円)	備考
( )		( )	

(注) 1 売電単価は、固定価格買取制度の買取価格(税抜き)を用いて計算するものとする。

2 自家利用を行う場合には、その電力量も売電したものとみなして総収入を計算し、上段括弧に記載する。

(2) 熱利用による収入

熱量販売量 (GJ)	売熱単価 (円/GJ)	収入 (千円)	備考
( )		( )	

(注) 1 売熱単価は、発熱量を都市ガス(ガス事業者へ売却)又は灯油(農家へハウス利用)換算して算出

算出例) 売熱単価

単位発熱量 36.7GJ/KL

(温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver3.3 環境省、経済産業省)

灯油単価=100 円/l=100,000 円/KL (計画策定時の単価を使用。記載は平成 25 年 1 月現在の北海道価格)

$$1 \text{ G J} = 100,000 / 36.7 = 2,725 \text{ 円/GJ}$$

(3) 受入処理費による収入

種類	処理量 (t)	受入単価 (円/t)	収入 (千円)	備考
生ごみ				
家畜ふん尿				
〇〇				
計				

(4) 販売による収入

種類	販売量 (t)	販売単価 (円/t)	収入 (千円)	備考
堆肥				
消化液				
〇〇				
計				

(注) 1 BDFの単位はl。販売価格は、軽油代替として、直近の軽油単価を使用

2 エタノールの単位はl。販売価格は、ガソリン代替として、直近のガソリン単価を使用

(5) 総収入

種類	収入額 (千円)	備考
(1) 発電による収入		
(2) 熱利用による収入		
(3) 受入処理費による収入		
(4) 販売による収入		
計		

## 2. バイオマス利活用年間総支出

### (1) 維持管理・運営費

直接費 (千円)	管理部門費 (千円)	総支出 (千円)	備考

(注) 1 直接費には、人件費、修繕費及び諸費用が含まれる。

2 管理部門費には、施設維持管理費が含まれる。

### (2) 原料購入費

種類	購入量 (t)	購入単価 (円/t)	総支出 (千円)	備考
ペレット				
チップ				
〇〇				
計				

### (3) 副産物処理費

種類	処理量 (t)	処理単価 (円/t)	総支出 (千円)	備考
グリセリン				
灰かす残さ				
〇〇				
計				

(注) バイオマス変換時に発生する副産物を外部委託し、処理する場合に記入

### (4) 総支出

種類	支出額 (千円)	備考
(1) 維持管理・運営費		
(2) 原料購入費		
(3) 副産物処理費		
計		

## 3. バイオマス利活用年間総利益

総収入 (1. (5)) (千円)	総支出 (2. (4)) (千円)	年間総利益 (1. (5) - 2. (4)) (千円)	備考

## 4. 投資効率の算定

(1) 年総効果額 (=年間総利益)      〇〇〇千円

(2) 総合耐用年数の算出

機械・施設名	耐用年数 ①	工事費等 ②	年工事額 (減価額) ③ = ② ÷ ①
計		④	⑤
総合耐用年数 = ④ ÷ ⑤			年

(3) 廃用損失額

事業実施に伴い、財産処分又は本事業の目的以外に転用される既存の施設等がある場合については、当該施設等の残存価格を廃用損失額とする。

(単位：千円)

名称	廃用損失額
計	

(4) 経済効果総括表

区分	算式	数値	備考
総事業費	①	千円	
年総効果額	②	千円	
総合耐用年数	③	年	
還元率	④		
妥当投資額	⑤ = (② ÷ ④) - ⑥	千円	
廃用損失額	⑥	千円	
投資効率	⑦ = ⑤ ÷ ①		

※上記の収入及び支出項目は、あくまでも例示したものである。事業毎に判断し、必要に応じて、必要な項目を記入すること。ただし、別記様式2-4事業収支計画表の収入及び支出（支払い金利及び租税公課除く）について整合を図ること

別表

還元率一覧表

n	還元率	n	還元率
5	0.2246	33	0.0551
6	0.1908	34	0.0543
7	0.1666	35	0.0536
8	0.1485	36	0.0529
9	0.1345	37	0.0522
10	0.1233	38	0.0516
11	0.1142	39	0.0511
12	0.1066	40	0.0505
13	0.1001	41	0.0500
14	0.0947	42	0.0495
15	0.0899	43	0.0491
16	0.0858	44	0.0487
17	0.0822	45	0.0483
18	0.0790	46	0.0479
19	0.0761	47	0.0475
20	0.0736	48	0.0472
21	0.0713	49	0.0469
22	0.0692	50	0.0466
23	0.0673	51	0.0463
24	0.0656	52	0.0460
25	0.0640	53	0.0457
26	0.0626	54	0.0455
27	0.0612	55	0.0452
28	0.0600	60	0.0442
29	0.0589	80	0.0418
30	0.0578	90	0.0412
31	0.0569	100	0.0408
32	0.0559		

別記様式第3号（第8関係）

番 号  
年 月 日

事業承認者 殿

住 所  
事業実施主体名  
代表者氏名 印

事業実施計画申請書

地域バイオマス産業化推進事業実施要領（平成25年2月26日付け24食産第5349号農林水産省食料産業局長通知）第8の1に基づき、事業実施計画を提出します。

（注）関係書類として、別記様式第1号（支援事業）又は別記様式第2号（整備事業）の事業実施計画を添付すること。

別記様式第4号（第8関係）

番 号  
年 月 日

事業承認者 殿

住 所  
事業実施主体名  
代表者氏名 印

交付決定前着手届

地域バイオマス産業化推進事業実施要領（平成25年2月26日付け24食産第5349号農林水産省食料産業局長通知）第8の2の（1）に基づき、事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金等の交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業実施 主体	事業名	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由

別記様式第5号（第10関係）

番 号  
年 月 日

事業承認者 殿

住 所  
事業実施主体名  
代表者氏名 印

事業施設運営状況報告書

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で提出した事業実施計画（地域バイオマス産業化整備事業）について、地域バイオマス産業化推進事業実施要領（平成25年2月26日付け24食産第5349号農林水産省食料産業局長通知）第10の2に基づき、下記のとおり施設運営状況を報告します。

記

1. 概要

都道府県名	市町村名	地区名	導入技術	対象バイオマス
事業実施主体	管理主体	変換施設	関連施設	その他

2. バイオマスの発生・利用量（率）の状況

事項 (対象バイオマス)	単位	発生状況		利用状況			利用率	
		計画値 A	現在値 B	目標値 C	実績値 D	達成率 E=D/C	目標値 F=C/A	実績値 G=D/B

(特記事項)

--

3. 変換量（率）の状況

事項	単位	目標値 H	達成状況		備考
			実績値 I	達成率(%) J=I/H	

4. 施設の利用（稼動）状況

施設名	指標	計画	月別利用（稼動）実績												利用率	
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		

5. 変換成果物の利用状況について（変換後の成果物量の利用状況についての確認）

事項	単位	利用先	利用状況

6. 成果目標の達成状況

--

別記様式第6号（第11関係）

番 号  
年 月 日

事業承認者 殿

住 所  
事業実施主体名  
代表者氏名 印

平成○年度 事業収益状況報告書

地域バイオマス産業化推進事業実施要領（平成25年2月26日付け24食産第5349号農林水産省食料産業局長通知）第11に基づき、収益状況報告書を提出します。

（金額：千円）

区 分			平成○年度	平成○年度 までの累計
収益	売上（○○○○）	①		
	（副産物等）	②		
	特許権等の譲渡等	③		
	合計（④）	①～③		
費用	原料費	⑤		
	施設運転費	⑥		
	減価償却費	⑦		
	一般管理費等	⑧		
	租税公課	⑨		
	その他（支払利子等）	⑩		
	合計（⑪）	⑤～⑩		
差引利益（⑫）		④－⑪		

[注]

1. 収益・費用の各区分の金額は、補助事業者の会計事務処理上の区分で最も近縁・類似した区分の金額を記入すること。
2. 説明に必要な資料を適宜添付すること。
3. 千円単位で記入し、百円単位は切り捨てること。

別記様式第7号（第12関係）

番 号  
年 月 日

事業承認者 殿

住 所  
事業実施主体名  
代表者氏名 印

平成○年度 事業評価報告書

地域バイオマス産業化推進事業実施要領（平成25年2月26日付け24食産第5349号農林水産省食料産業局通知）第12の1に基づき、事業評価報告書を提出します。

別 添（○○事業）

.....